

板橋区敬老入浴事業実施要綱

平成26年3月17日区長決定

平成27年3月31日一部改正

平成28年4月25日一部改正

令和6年12月19日一部改正

令和8年4月1日一部改正

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者が公衆浴場を利用することで、近隣の相互交流及び入浴による健康増進を図り、併せて長い間社会に貢献してきた高齢者に対し敬意を表することを目的とする事業（以下「敬老入浴事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(事業の内容)

第2条 板橋区は、高齢者が、区長が別途契約を締結した東京都公衆浴場業生活衛生同業組合の組合員である公衆浴場（以下「公衆浴場」という。）において、敬老入浴カードを利用し入浴する場合に、当該入浴に係る経費の一部を助成するものとする。

(対象者)

第3条 敬老入浴事業の対象者は、次に定める要件をすべて備える者とする。

- (1) 板橋区内に住所を有する者
- (2) 当該年度末現在70歳以上の者

(敬老入浴カード)

第4条 敬老入浴カードの利用回数は、予算の範囲内において、健康生きがい部長の定める回数とする。

- 2 敬老入浴カードの利用回数の有効期限は、年度の末日とする。
- 3 敬老入浴カードの交付は、第9条に規定する再発行の場合を除き、次条2項に規定する交付のときのみとし、交付を受けた翌年度以降の利用回数は、年度の初日に当該敬老入浴カードに付与するものとする。

(利用申請等)

第5条 敬老入浴カードの交付を希望する者は、敬老入浴カード交付申請書(別記様式)又は電子申請により区長に申請するものとする。

2 区長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、第3条に定める要件を満たしている者に対し、敬老入浴カードを交付する。

(利用者負担額及び利用方法)

第6条 敬老入浴カードの交付を受けた者(以下「利用者」という。)は、敬老入浴カードを利用して公衆浴場を利用する際、健康生きがい部長が定める利用者負担額を負担するものとする。

2 敬老入浴カードは、当該入浴カードを交付された者以外は使用することはできない。

(利用承認の取消)

第7条 区長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、敬老入浴カードの利用を取り消すことができる。

- (1) 偽り、その他不正な手段により敬老入浴カードの交付を受けたとき。
- (2) 敬老入浴カードを不正に使用したとき。
- (3) 敬老入浴カードを他人に譲渡したとき又は他人より譲渡を受けたとき。
- (4) その他区長が利用を不相当と認めたとき。

(利用承認の停止)

第8条 区長は、利用者が年度内に敬老入浴カードを使用しなかった場合は、敬老入浴カードの利用を停止することができる。

- 2 利用者が再度、敬老入浴カードの利用を希望する場合には、敬老入浴カード交付申請書(別記様式)又は電子申請により区長に申請するものとする。
- 3 区長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、第3条に定める要件を満たしている者に対し、再度、敬老入浴カードを利用することを承認する。

(敬老入浴カードの再発行)

第9条 利用者は、紛失等により敬老入浴カードの再発行を希望する場合は、敬老入浴カード交付申請書(別記様式)又は電子申請により区長に申請するものとする。

2 区長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、第3条に定める要

件を満たしている者に対し、再度、敬老入浴カードを利用することを承認する。
なお、再発行は年度内1回までとする。

(費用の弁償)

第10条 区長は、第7条の規定により敬老入浴カードの利用を取り消した場合で、既に不正に利用された回数があるときは、公衆浴場への入浴に係る対価のうち、敬老入浴カードで賄われた費用について、利用者に弁償させることができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は健康生きがい部長が定める。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、区長決定の日から施行し平成28年4月1日から適用する。

付 則

この要綱の一部改正は、令和7年4月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、令和8年4月1日から施行する。